

# 四万十川流域住民意識調査について

## 1 目的

「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」の目的の達成状況を把握し、進行管理を行うために必要な住民意識調査（条例第37条）を行うため、流域住民への調査を実施する。

## 2 調査の内容

四万十川流域の住民への調査を実施し、その結果を集計・分析、総括を行う

- |        |   |
|--------|---|
| ①調査地域  | 高知県内の四万十川流域5市町8地区（四万十市（旧中村市地区、旧西土佐村地区）、四万十町（旧窪川町地区、旧大正町地区、旧十和村地区）、檮原町、中土佐町（旧大野見村地区）、津野町（旧東津野村地区）） |
| ②調査対象  | ①の調査地域内在住の男女1,000人<br>（選挙人名簿から無作為抽出）  |
| ③調査内容  | 四万十川に関する住民の意識や生活満足度などを探る<br>20項目程度  |
| ④調査方法  | 郵送による方法で実施  |
| ⑤集計・分析 | 回収した調査票を点検のうえ、集計、分析を行う  |
| ⑥調査時期  | 令和4年10月（予定）   |
| ⑦その他   | 今回の調査は、4回目の住民意識調査に当たる。<br>（前回平成29年度実施）<br>H29.10.5～10.27実施 有効回収率47.4%                             |

## 3 根拠法令

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（抜粋）  
（住民意識調査）

第37条 知事は、この条例の目的の達成状況を把握し、進行管理を行うため、必要な住民意識調査を定期的に行い、その結果を公表するものとする。

2 住民意識調査の実施時期、実施方法その他住民意識調査の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（抜粋）  
（住民意識調査の実施時期等）

第38条 条例第37条第1項の住民意識調査は平成19年度から5年ごとに実施するものとし、その実施方法は知事が別に定める。

# 四万十川流域住民意識調査 調査項目について

## 1 H29調査時の項目（20項目）

### <四万十川の保全に対する取組>

- 1 四万十川財団の認知度
- 2 四万十川条例の認知度

### <四万十川との関わり>

- 3 四万十川へ出かけた割合→（4・5：理由）、（6：誰と何をしたか）

### <環境を守る行動や意欲>

- 7 行動の種類
- 8 水切り袋の使用
- 9 ゴミのたい肥化
- 10 環境活動への参加→（11：参加しない理由）
- 12 環境への寄付→（13：寄付額）

### <通信手段について>

- 14 携帯電話・スマホの所有率
- 15 インターネットの使用率（スマホ）
- 16 インターネットの使用率（PC）

### <居留意思>

- 17 この地域に住み続けたいか

### <生活の満足度>

- 18 地域の満足度
- 19 地域の満足度（項目ごと）

### <その他>

- 20 自由記述

### <基本情報として尋ねる項目>

- 1 性別
- 2 年代
- 3 居住地
- 4 子どもの有無（成長段階）
- 5 職業



## 2 新規追加（案）の項目（3項目）

### <四万十川の保全に対する取組>

- （案1）四万十川財団の情報発信について

メルマガやSNS（フェイスブック）の登録、情報発信してほしい内容

（清掃や美化活動のボランティア情報、レクリエーション情報、講演会や学習会等の情報）

### <四万十川との関わり> <環境を守る行動や意欲>

- （案2）四万十川の環境で最近5年間で特に悪くなったと思うこと

- （案3）四万十川の環境で昔より改善していると思うこと

（水質や生物の生息状況、水量、ゴミ、森林、利用者のマナー、景観など）